

「特定施設入居者生活介護」
「介護予防特定施設入居者生活介護」
重要事項説明書
〈令和6年4月1日現在〉

1 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 モニカ
代表者名	滝野 賢次郎
所在地・連絡先	(住所) 〒003-0026 札幌市白石区本通10丁目南10番11号 (電話) 011-868-4111 (FAX) 011-868-4114

2 事業所

施設の名称・類型	特定施設入居者生活介護 ケアハウス桜 混合型特定施設
所在地・連絡先	(住所) 〒003-0026 札幌市白石区本通10丁目南10番11号 (電話) 011-868-4111 (FAX) 011-868-4114
事業所番号	0170503270
管理者の氏名	上瀬戸 文子

3 事業の目的及び運営方針等

(1) 事業の目的

社会福祉法人 モニカが開設する、特定施設入居者生活介護 ケアハウス 桜(以下、「特定施設」という)が行う、特定施設入居者生活介護、及び介護予防特定施設入居者生活介護(以下、「特定介護」という)の事業の適正な運営を確保するために人員、及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員、介護職員、看護職員、計画作成担当者並びに調理員(以下、施設介護従事者)というが、介護状態等にある利用者に対し、適正な介護サービスを提供する事を目的とする。

(2) 運営方針

- 1 特定施設は、法の基本理念に基づき、利用者福祉と施設内における人間性を大切に、自立した日常生活を営むことができるように入浴、排泄、食事等その他 日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、健康で明るく生きがいのある生活ができるよう、共に和の心をもって務めるものとする。
- 2 特定介護の事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(3) 重度化した場合の方針

当施設は、特定施設の介護サービスにおいて、最善の対応を行います。入居者様の身体機能が著しく低下したり精神的疾患などで常時介護が必要となり、医療的管理も継続的に必要となった場合は、他の介護サービスへの変更や訪問看護の活用をするなど、その時の利用者様の身体状況に合わせた生活が継続できるようにご相談させていただいたり助言を行うなどの支援を行います。

また、ご希望により、医療機関や他の施設に移られる場合はお申し出により対応致します。

致します。

事 項	内 容
サービス計画の作成 及び事後計画	運営規程 第4条 (5) <ul style="list-style-type: none"> 日常生活維持に必要な計画を作成し、サービスの提供を行う 必要に応じて計画の変更をする。 サービス提供の日であっても、施設運営上緊急かつやむを得ない状態の時は、サービス提供日時の変更、又は中止とする場合がある
介護従事者研修	運営規程 第13条 第2項

4 施設の概要

(1) 構造等

敷 地	1,222.22 m ²	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造り耐火建築物、6階建て
	延べ床面積	3,666.10 m ²
	利用定員	69 名（ケアハウス桜の定員数は、70名）

(2) 主な設備

設 備	面積(一人あたりの面積)	備 考
食 堂	141.7 m ²	
機能訓練室	85.3 m ²	兼娛樂室2/ラウンジ
男子大浴場	33.6 m ²	脱衣室・室内トイレ含む
女子大浴場	48.6 m ²	〃
特別浴室	16.4 m ²	機械浴槽
個人浴室	6.5 m ²	
居 室	1,700.3 m ² (24.6 m ²)	69室、うち1室夫婦部屋

5 施設の職員体制

職員の職種	人数(人)	区 分				常勤換算 後の人数 (人)	職務の内容
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			8	運営規程 第4条に準ずる。
生活相談員	1		1				
介護職員	7	2	2	3			
看護職員	1		1				
計画作成担当者	1		1				
機能訓練指導員	1		1				

6 職員の勤務体制

職員の職種	勤務体制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00) 常勤で勤務	週休2日制 毎月のシフトを参照
生活相談員	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00) 常勤で勤務	〃
介護職員	日勤 (9:00~18:00) 早出 (7:00~16:00) 遅出 (10:00~19:00) 夜勤 (17:30~ 9:00)	夜勤・明け・休みのシフト
看護職員 (看護業務責任者)	日勤 (8:30~17:30)	週休2日制
計画作成担当者	介護支援専門員(介護職員)が兼務	
機能訓練指導員	看護職員が兼務	

7 介護内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

ア サービス内容

種 類	内 容
食 事	利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	利用者の状況に応じて適切な入浴介助を行うと共に、入浴の自立についても適切な援助を行います（週2回。3回以上は有料）。
排 泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
離床・着替え・整容等	生活のリズムを考え、出来る限り離床に配慮します。 衛生的な配慮から毎日の着替えを行うようにします。 本人の希望も考慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
家事援助	利用者の状況に応じて居室内やトイレ清掃、洗濯、ゴミだし、買い物や郵便だし等の代行業務について適切な援助を行います。
機能訓練	介護及び看護職員により利用者の状況に適した体操等集団的機能訓練及び個別的機能訓練を行い、日常生活を営むのに必要な心身機能の低下を防止するよう努めます。 ＜当施設の保有するリハビリ器具＞ 車いす 8 台 フィットネスバイク 1 台
健康管理	看護職員が利用者の看護・介護及び健康管理・予防保持のための助言、ならびに適切な処置、状態に応じた服薬支援を行います。外部の医療機関に通院する場合は、その同行介助について出来る限り配慮します。
サークルレクリエーション行事等	当施設では、次のような活動等を行っております。 ・映画上映会(1回/2ヶ月) ・音楽体操 ・桜カフェ ・ふまねっと ・ゲーム、歌等 また、サービス対象者に対してレクリエーションや行事等を計画し実施します。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じ、必要な援助を行います。

(注) 当施設では、要介護状態区分(要支援1～要介護5)別の一律のサービスではなく、利用者個々の身体的・精神的状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するよう個別介護計画に沿ってサービスを行います。

(注) 計画的にサービスを提供しますが、施設運営上緊急かつやむを得ない状態の時は、サービス提供日時の変更、又は中止とする場合があります。

イ 利用料

以下の料金表によって、介護度に応じたサービス利用料金を負担していただきます。

項目	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
事務費	10,000 ～ 39,900						
1割負担	6,332	10,716	18,746	19,463	23,368	25,561	27,889
2割負担	12,664	21,432	37,492	38,926	46,736	51,122	55,778
3割負担	18,996	32,148	56,238	58,389	70,104	76,683	83,667

- * 「生活費」「管理費」等は、ケアハウス桜利用料金規程に従います。
- * 上記金額は、1ヶ月を30日とした金額で、実際の負担額は利用の開始日や終了日、又は当該月の実日数の日割り計算により異なります。また、上記金額には下記の加算料金が含まれています。
- ①「特定施設夜間看護体制加算」(270単位/1ヶ月30日の場合)
日常の健康管理及び、夜間緊急時の連絡・対応等の責任者として、看護責任者を定め24時間、医療機関や施設の介護従事者と連絡体制を確保しています。要介護1～5の方が対象です。
- ②「医療機関連携加算」(100単位/1ヶ月)
協力医療機関との間で、入居者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催する。
- ③科学的介護推進体制加算(40単位/1ヶ月)
科学的介護情報システム(LIFE)へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。
- ④「特定施設サービス提供体制強化加算Ⅰ～Ⅲ」(Ⅰ:22単位,Ⅱ:18単位,Ⅲ:6単位)
中重度になっても入居の継続ができるよう介護体制の強化を図っています。利用者全員が対象です。
- ⑤「介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ」(基本サービス費に各加算を加えた総単位数に8.8%～12.8%を乗じた単位数で算定します。負担割合により金額が変わります。)
- ⑥「介護職員特定処遇改善加算Ⅱ」(基本サービスに各加算を加えた総単位数に1.2%を乗じた単位数で算定します。)
- ⑦「介護職員等ベースアップ等支援加算」介護職員の賃金のベースアップを目的として新設された加算です。(基本サービス費に各加算を加えた総単位数に1.5%を乗じた単位数で算定します。)
- ⑧「退院・退所時連携加算」(30単位/1日)病院や老人保健施設を退院・退所して直接入居する(30日以上入院・入所後施設に戻る方含)場合、入居日から30日間の加算があります。要介護1以上が対象です。
- ⑨看取介護加算Ⅰ(お亡くなりになられた場合に、45日間遡り加算されます。72～1280単位/1日)
入所者と家族の事前同意必要。要介護1以上が対象となります。
- * 上記加算金額は1割負担で計算したものです。2割、3割の方は概ね2倍、3倍になります。
- * 上記加算金額は、①から⑦迄の加算を基に計算しています。⑧⑨も加算として含まれる場合があります。
- * また、上記金額は国の基準に基づいて改訂される場合があります。

ウ その他の利用料

下記の介護サービスについては、所定の利用料を負担していただきます。

介護サービス	利用料	摘要
1. 介護サービス ○排泄 ・おむつ代 ○入浴等 ・清拭 ・入浴介助 ・特浴	<ul style="list-style-type: none"> ・おむつパンツ 1枚 120円 ・平おむつ 1枚 50円 ・パット 1枚 50円 週 2回までは無料。3回以上は 1回につき、 <ul style="list-style-type: none"> ・清拭 1,000円 ・入浴介助 1,600円 ・特浴 2,000円 	* 左記以外のおむつ代等は別途、ご相談。
2. 同行サービス ・通院同行 ・送迎同行	同行時間 1H未満1,000円 2H未満2,000円 (2時間以上 3,000円) 送迎同行の場合、要する時間の合計分の請求になります。	* 燃料費高騰等、特別な事情が生じた場合は、利用料が改定される場合があります。
3. 代行サービス ・薬代行	1回に付(代行にかかる時間) 1時間未満:1,000円、1時間以上:1,500円	

13 協力医療機関等

医療機関	病院名 及び 所在地	医療法人 恵佑会札幌病院 札幌市白石区本通9丁目南1番1号
	電話番号	011 (863) 2101
	診療科	外科、消化器科、呼吸器科、その他
	入院設備	229 床
医療機関	病院名 及び 所在地	特定医療法人 医翔会 札幌白石記念病院 札幌市白石区本通8丁目南1番10号
	電話番号	011 (863) 5151
	診療科	脳神経外科、リハビリテーション科、循環器内科
	入院設備	103床
医療機関	病院名 及び 所在地	医療法人社団 南郷医院 札幌市白石区南郷通12丁目北1-25
	電話番号	011 (861) 2768
	診療科	内科、外科、呼吸器科、消化器科、循環器科
	入院設備	
医療機関	病院名 及び 所在地	新札幌整形外科病院 札幌市厚別区厚別南2丁目2番32号
	電話番号	011 (893) 1161
	診療科	整形外科、その他
	入院設備	88 床
医療機関	病院名 及び 所在地	医療法人 東札幌病院 札幌市白石区東札幌3条3丁目7-35
	電話番号	011 (812) 2311
	診療科	内科(腫瘍、血液、緩和ケア、消化器、循環器、呼吸器、心療、脳神経) 外科(消化器、緩和ケア、乳腺・内分泌、整形、歯科口腔)、その他
	入院設備	243 床
歯科	病院名 及び 所在地	ひだまり歯科 札幌市豊平区平岸3条6丁目1-18ハートワンうるおい101・102号室
	電話番号	011 (822) 8104

14 利用契約及び重要事項説明書の同意

施設の運営については、利用者と事業者との間で締結された、「サービス契約書」に従います。

当事業所は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容とその他の重要事項について説明をしました。

令和 年 月 日

事業者 住所 札幌市白石区本通10丁目南10番11号

事業者(法人)名 社会福祉法人 モニカ
施設名 特定施設入居者生活介護 ケアハウス桜
(事業所番号) 0170503270
管理責任者 上瀬戸 文子 ㊞

説明者 職名 生活相談員
氏名 荒井 誠 ㊞

私は、重要事項説明書に基づいて、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のサービス内容及び重要事項についての説明を受けました。

また、重度化した場合には、施設で説明を受けた内容に従って対応することに同意します。

令和 年 月 日

利用者 住所
氏名 ㊞

代理人(選任した場合)
住所
氏名 ㊞